

令和 8 年度 子ども・子育て支援金について

近年、少子化対策の充実が求められる中、政府において、社会全体で子ども・子育て世代を支える仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。

本制度は、令和 6 年の法改正により創設され、令和 8 年度から施行されるものです。

これに伴い、当健康保険組合では、本年 2 月 25 日開催の第 198 回組合会において、令和 8 年度から「子ども・子育て支援金」を徴収することを決定いたしましたので、下記通りお知らせいたします。

被保険者および事業主の皆さまには、本制度の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 子ども・子育て支援金制度について

- 「子ども・子育て支援金制度」が令和 8 年度からスタートいたします。本制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世代を、社会全体で支えることを目的とした新しい仕組みです。
- 本支援金は、子ども・子育て支援法に基づき、「少子化対策を本格化するための様々な施策」に必要となる費用に充てられます。
国は、健保組合などの医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとされており、医療保険者は、納付金を納付する義務を負います。
- 子ども・子育て支援金の徴収は、法令に基づき実施されるものです。
支援金の料率は、毎年度、国により一律に定められます。

2. 令和 8 年度子ども・子育て支援金料率【負担割合 被保険者：事業主 5：5】

2.3/1000 (0.23%)

※被保険者と事業主が同じ負担割合（各 1.15/1000）で負担します。

子ども・子育て支援料率	単位%
保険料納入月	令和 8 年 5 月～
負担割合 (%)	
事業主	1.15
被保険者	1.15
合計	2.30

3. 徴収開始時期

令和 8 年 4 月分保険料（5 月給与天引き）から

※健康保険料及び介護保険料とあわせて徴収します。

以上



こども・子育て
世帯を応援！



児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
※ 令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間/月の利用が可能です。
※ 令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

令和8年4月保険料(5月に給与天引き)より支援金を拠出いただきます。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金に係る保険料率(支援金率)は0.23%です。

※ 支援金額(月額)は、標準報酬月額×支援金率になります。

※ 基本的に支援金額の半分を企業のみなさまに拠出いただきます。

※ 賞与からも支援金を拠出いただきます(標準賞与×支援金率)。

もっと知りたい!

子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

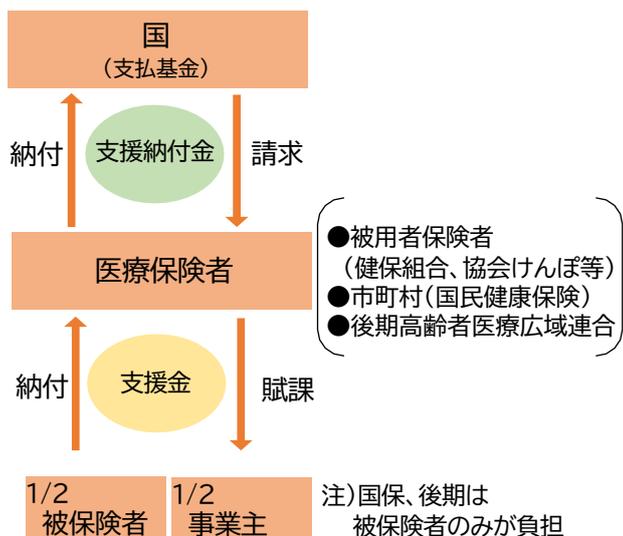
Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月に子ども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

支援金の徴収の流れ



Q 支援金により負担が増えるの?

A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」

